

道路照明施設設置基準（新旧対照表）

【章節項の構成】

目次

赤字: 表現の修正
赤字下線: 新しく追記

現行基準	基準修正案(最新)	
第1章 総則 1-1 基準の目的 1-2 適用の範囲 1-3 用語の定義	第1章 総則 1-1 基準の目的 1-2 適用の範囲 1-3 用語の定義	
第2章 道路照明施設整備計画 2-1 道路照明の目的 2-2 設置場所 2-3 道路照明施設整備計画の基本	第2章 道路照明施設整備計画 2-1 道路照明の目的 2-2 設置場所 2-3 道路照明施設整備計画の基本	
第3章 連続照明 3-1 照明設計の基本 3-2 性能指標 3-3 照明方式の選定 3-4 連続照明の運用	第3章 連続照明 3-1 照明設計の基本 3-2 性能指標 3-3 照明方式の選定 3-4 連続照明の運用	
第4章 局部照明 4-1 局部照明の一般原則 4-2 交差点 4-3 横断歩道 4-4 歩道等 4-5 その他の場所 4-6 局部照明の運用	第4章 局部照明 4-1 局部照明の一般原則 4-2 交差点 4-3 横断歩道 4-4 歩道等 4-5 その他の場所 4-6 局部照明の運用	
第5章 トンネル照明 5-1 トンネル照明の構成 5-2 照明方式の選定 5-3 基本照明 5-4 入口部・出口部照明 5-5 特殊構造部の照明 5-6 停電時照明 5-7 接続道路の照明 5-8 トンネル照明の運用	第5章 トンネル照明 5-1 トンネル照明の構成 5-2 照明方式の選定 5-3 基本照明 5-4 入口部・出口部照明 5-5 特殊構成部の照明 5-6 停電時照明 5-7 接続道路の照明 5-8 トンネル照明の運用	
第6章 照明用機材 6-1 光源および安定器 6-2 照明器具 6-3 ポール 6-4 その他器材	第6章 照明用機材 6-1 光源および安定器 6-2 照明器具 6-3 ポール 6-4 その他機材	
第7章 設計および施工	第7章 設計および施工	
第8章 検査	第8章 検査	

現行基準	基準修正案(最新)	
第9章 維持管理	第9章 維持管理	

※現行基準・意見照会後の修正案にはハイパーリンクがついています。

【基準本文】

第2章(旧)(新)

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する内容案(最新)
第2章 道路照明施設整備計画 2-1 道路照明の目的 道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。	第2章 道路照明施設整備計画 2-1 道路照明の目的 道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。<u>なお、道路の脱炭素化の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配慮されたものでなければならない。</u>	

第3章(旧)(新)

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する内容案(最新)																																																								
第3章 連続照明 3-2 性能指標 連続照明の性能指標は、平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア、誘導性とする。 (1) 平均路面輝度 平均路面輝度は、道路分類および外部条件に応じて、表3-1の上段の値を標準とする。 ただし、高速自動車国道等のうち、高速自動車国道以外の自動車専用道路にあっては、状況に応じて表3-1の下段の値をとることができる。 また、一般国道等で、中央帯に対向車前照灯を遮光するための設備がある場合には、表3-1の下段の値をとることができる。 表 3-1 平均路面輝度 (単位: cd/m²) <table><tr><th colspan="2">道路分類 \ 外部条件</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">高速自動車国道等</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.7</td></tr><tr><td>－</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道等</td><td rowspan="2">主要幹線道路</td><td>1.0</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td>0.7</td><td>0.5</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">幹線・補助幹線道路</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>0.5</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> なお、特に重要な道路、またはその他特別の状況にある道路においては、表3-1の値にかかわらず、平均路面輝度を 2cd/m²まで増大することができる。 (2) 輝度均斉度 輝度均斉度は、総合均斉度 0.4 以上を原則とする。	道路分類 \ 外部条件		A	B	C	高速自動車国道等		1.0	1.0	0.7	－	0.7	0.5	一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5	0.7	0.5	－	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5	0.5	－	－	第3章 連続照明 3-2 性能指標 連続照明の性能指標は、平均路面輝度、輝度均斉度、<u>不快グレア</u>、視機能低下グレア、誘導性とする。 (1) 平均路面輝度 平均路面輝度は、道路分類および外部条件に応じて、表3-1の上段の値を標準とする。 ただし、高速自動車国道等のうち、高速自動車国道以外の自動車専用道路にあっては、状況に応じて表3-1の下段の値をとることができる。 また、一般国道等で、中央帯に対向車前照灯を遮光するための設備がある場合には、表3-1の下段の値をとることができる。 表 3-1 平均路面輝度 (単位: cd/m²) <table><tr><th colspan="2">道路分類 \ 外部条件</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">高速自動車国道等</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.7</td></tr><tr><td>－</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道等</td><td rowspan="2">主要幹線道路</td><td>1.0</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td>0.7</td><td>0.5</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">幹線・補助幹線道路</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>0.5</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> なお、特に重要な道路、またはその他特別の状況にある道路においては、表3-1の値にかかわらず、平均路面輝度を 2cd/m²まで増大することができる。 (2) 輝度均斉度 輝度均斉度は、総合均斉度 0.4 以上を原則とする。 (3) <u>不快グレア</u>	道路分類 \ 外部条件		A	B	C	高速自動車国道等		1.0	1.0	0.7	－	0.7	0.5	一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5	0.7	0.5	－	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5	0.5	－	－	
道路分類 \ 外部条件		A	B	C																																																						
高速自動車国道等		1.0	1.0	0.7																																																						
		－	0.7	0.5																																																						
一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5																																																						
		0.7	0.5	－																																																						
	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5																																																						
		0.5	－	－																																																						
道路分類 \ 外部条件		A	B	C																																																						
高速自動車国道等		1.0	1.0	0.7																																																						
		－	0.7	0.5																																																						
一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5																																																						
		0.7	0.5	－																																																						
	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5																																																						
		0.5	－	－																																																						

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する内容案(最新)																				
(3) 視機能低下グレア 視機能低下グレアは、相対閾値増加を原則として表3-2の値とする。 表 3-2 相対閾値増加 (単位: %) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">道路分類</th><th>相対閾値増加</th></tr> <tr> <td colspan="2">高速自動車国道等</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道等</td><td>主要幹線道路</td><td rowspan="2">15 以下</td></tr> <tr> <td>幹線・補助幹線道路</td></tr> </table> (4) 誘導性 適切な誘導性が得られるよう、灯具の高さ、配列、間隔等を決定するものとする。 3-3 照明方式の選定 連続照明の照明方法は原則としてポール照明方式とする。ただし、道路の構造や交通の状況などによっては、構造物取付照明方式、高欄照明方式、ハイマスト照明方式を選定することができる。 なお、灯具は照明方式に応じて適切に配置するものとする。	道路分類		相対閾値増加	高速自動車国道等		10 以下	一般国道等	主要幹線道路	15 以下	幹線・補助幹線道路	<u>不快グレアが十分抑制されていること。</u> (4) 視機能低下グレア 視機能低下グレアは、相対閾値増加を原則として表3-2の値とする。 表 3-2 相対閾値増加 (単位: %) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">道路分類</th><th>相対閾値増加</th></tr> <tr> <td colspan="2">高速自動車国道等</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道等</td><td>主要幹線道路</td><td rowspan="2">15 以下</td></tr> <tr> <td>幹線・補助幹線道路</td></tr> </table> (5) 誘導性 適切な誘導性が得られるよう、灯具の高さ、配列、間隔等を決定するものとする。 3-3 照明方式の選定 連続照明の照明方法は原則としてポール照明方式とする。ただし、道路の構造や交通の状況などによっては、<u>低位置照明方式</u>、ハイマスト照明方式を選定することができる。 なお、灯具は照明方式に応じて適切に配置するものとする。	道路分類		相対閾値増加	高速自動車国道等		10 以下	一般国道等	主要幹線道路	15 以下	幹線・補助幹線道路	
道路分類		相対閾値増加																				
高速自動車国道等		10 以下																				
一般国道等	主要幹線道路	15 以下																				
	幹線・補助幹線道路																					
道路分類		相対閾値増加																				
高速自動車国道等		10 以下																				
一般国道等	主要幹線道路	15 以下																				
	幹線・補助幹線道路																					

第6章(旧)(新)

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する内容案(最新)
第6章 照明用機材 6-1 光源および安定器 光源および安定器は、次の事項に留意して選定するものとする。 (1) 効率が高く寿命が長いこと (2) 周囲温度の変動に対して安定であること (3) 光源は光色と演色性が適切であること	第6章 照明用機材 6-1 光源および<u>制御装置</u> 光源および<u>制御装置</u>は、<u>LED を標準とし</u>、次の事項に留意して選定するものとする。 (1) 効率が高く寿命が長いこと (2) 周囲温度の変動に対して安定であること (3) 光源は光色と演色性が適切であること	

第8章(旧)(新)

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する内容案(最新)
第8章 検査 8-2 性能の確認 性能の確認は下記に示す項目とする。なお、性能の確認方法は輝度または照度測定を原則とする。 (1) 平均路面輝度 (2) 輝度均斉度(総合均斉度)	第8章 検査 8-2 性能の確認 性能の確認は下記に示す項目とする。なお、性能の確認方法は輝度または照度測定を原則とする。 (1) 平均路面輝度 (2) 輝度均斉度(総合均斉度) <u>(3)不快グレア</u>	

現行基準	基準修正案(最新)	解説等で記述を充実(追記)する場合(最新)
(3) 視機能低下グレア(相対閾値増加) (4) 誘導性	(3) 視機能低下グレア(相対閾値増加) (4) 誘導性	